

7

厚生省 欄号				合議先番号 受送月日			
第号		第号		受送月日		受送月日	
送		送		月		月	
月		月		日		日	
案起				判決			
昭和33年10月8日				月 日 日			
受局課				行施			
主査				月 日			
月第				日号			
へ送る				月 日			
大臣				局長			
事務次官				官房長			
同				同			
奉子十月十一日に行われた厚生省創立二十周年記念式典に於ける厚生省沿革報告を基にその経緯を記す							

甲乙の種類  
乙  
16

日 月 送 受 号 番 先 議 合

第 号 送 受	第 号 送 受	第 号 送 受
月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日

と  
し  
よ  
う  
い  
か  
お  
伺  
い  
す  
る。

(田  
辺  
事  
務  
次  
長  
が  
報  
告  
す  
る。)

茶  
向  
服  
二  
八  
一  
一  
〇  
の  
際  
は  
書  
付  
の  
定  
時  
に  
務  
次  
長  
に  
行  
く。

裏面白紙

厚生省

厚生省沿革報告草案

二二の厚生省創立二十周年の成典を挙げるに当り、厚生省の沿革を顧み併せてその近況を御報告致したいと思ひます。

昭和十二年六月間成立いたし、第一、次近衛内閣は、その約一箇月後にかまきりて、「国民体力の向上及び国民福祉の増進を図るため、これに關する行政を綜合統一するとともに、これを拡充刷新する」とは喫緊の要務なり」と認りて保健社会省

裏面白紙

厚生省

141

の設置方針を定め、これに基づいて内務省衛生局、内務省の外局  
たる社会局、逓信省簡易保険局及び文部省体育課を統合し  
て、昭和十三年一月十一日、厚生省が設立されたのであります。  
(勅令ヲ第七号ニシテ厚生省官制により)

発足当時の機構は、本省としては大臣官房のほか、体力局、紅  
生局、予防局、社会局及び労働局並に臨時軍平援護部の  
五局一部をもち、<sup>他に</sup>外局として、<sup>他</sup>総務局、社会保険局及び簡  
易保険局の三局からなる保険院が設けられてありまして、<sup>体女</sup>体女

を扱わせたのであります。  
国民の

裏面白紙

厚生省

向上、福祉増進に關する国の行政を綜合するといふ見地から頗る充実した内容を持つていたとありす。

このようにして国民体力の低下の傾向を憂えて設置された厚生省

(設立当初から) 戦時勢の下に於て、<sup>(厚生省は)</sup> 健民健兵対策に、銃

後の安定施策に、<sup>要</sup> 産業復興の適正配置にとその使命の達成に

努められたのでありますが、この間における機構の主な変遷をお之りみよ

すれば、昭和十四年七月<sup>(外局として)</sup> 軍需保護院<sup>が</sup> 設置<sup>され、</sup> 昭和

裏面白紙

厚生省

十六年一月に内局<sup>増</sup>の<sup>又</sup>職業向の設置され戦争の激化とともに  
行政簡素化に伴<sup>は</sup>は、保険院の解体、向の統合等が  
行われたりでありました。

昭和三十二年三月に外局たる引揚振貸院が設けられ、又  
終戦後におきましては、昭和二十二年九月に従来厚生省が所管

しつかりました労働に関する業務が、<sup>（るま）</sup>労働省の新設によって同省に

移管され、翌昭和三十三年五月には、引揚振貸院の設けられ、<sup>（るま）</sup>引揚振貸院

機構にも変更がなされ、現在、大臣官房の外、公衆衛生、医療、産業労働社会、児童、保険、  
引揚振貸院の七局と統計調査、国立公園、環境衛生、未帰還者調査の四部

とまつておきます。

裏面白紙

厚生省

新憲法の公布にともなわが国が福祉国家として出発するにあたり、  
 厚生省は、憲法第二十五条に規定する社会  
 福祉、社会保障及び公衆衛生の向上<sup>並びに</sup>増進を一体的に遂行  
 する者<sup>と</sup>なるべきである。この十年間における厚生  
 行政の<sup>（お）</sup>自覚より進展は皆極大であつた。また、甘んじて目を見張  
 るべきこの新憲法下の十年間における厚生行政の飛躍的發展<sup>（お）</sup>は、  
 多くを占めてあり、存じませぬ。たとへば、衛生行政の面におきま  
 すと、全国に保健所網を整備され、結核の健康診断を始め、伝  
 染病その他の疾病の予防が推進され、あるいは家族計画や栄養

に関する指導も行われるようになり、また、生活環境の  
 改善の面におきける上下水道の整備が進み、蚊やけ之が駆除され、  
 (汚物処理施設の整備も進められ、<sup>汚物</sup>又、<sup>蚊</sup>口立公園、<sup>け之</sup>口立公園、<sup>整備</sup>口立公園  
 の整備も進められて、<sup>急進的に</sup>急進的に進められて  
 診療所<sup>の設立</sup>、国民健康保険の直営診療所や公的医療機関  
 によるへき地出張診療所の<sup>の設立</sup>無医地区の解消が進められ、<sup>某へ</sup>某へ  
 面でもベニシリン、ストレプトマイシンその他の新薬の発見をはじめ、  
 各種医薬品の量産化と質の向上に飛躍的発展をみているのであり



裏面白紙

厚生省

ます、さらにも、医療費の問題としては、各種の社会保険や  
 医療扶助制度によって、国民生活が守られるに至っているであり、  
 このようにて国民の平均寿命が飛躍的に伸長するという輝やかな  
 成果が得られ、七国版といわれる結核もその死因順位は第六位に  
 転落するという胡報を得ていることは、皆縁ともいふこと  
 しく存するところであり、

以上、民生関係にかきましても、その行政は戦前の中絶の理念

近世国家における福祉の理念

裏面白紙

厚生省

推定...  
 の下に...  
 (口) 氏のね利...  
 保護法により保障され、児童憲章の明瞭な表現を以ていふより、理念の  
 下に児童の福祉...  
 階層や母子家庭に対する施策も、進められ、保育所や児童養育施設等の各  
 種施設も体系的に整備されてきているのであります。  
 着々と  
 また、ここで特に御報告しないことは、終戦とともに外地に在るを余  
 儀なくされた同胞の引揚といふ極大なる事業も、終末に近かつつ

裏面白紙

厚生省

あることでありまして、現在までの引揚の対象となつた者は、実に六二八万八千余名（木下氏小澤氏の多きを教之ていふのであります）

（七月末現在）

この二十年を顧みますと、種々の困難はありまゝたが、

（民生生活も結ぶ）

先達諸氏の御支援を以ての關係が、御協力によつて厚生行政は、幸い国民各位の広い理解と御支援の下に、

一歩一歩の進歩と厚みとを加へて考へてあります。今日、

（確立上）

不可欠の基本施策

裏面白紙

保障と所得保障 打立ることがある省の課税の  
 障へのことより、国民皆保険 昭和三年計画と 昭和三五年度を  
 自途として、既に着々と進捗しているところであり、また、所得保障と  
 一より、全国民の要望にたえて明年度から国民年金制度を弁  
 足させる段階に至っているところであり、従って私どもは、  
 中、かくして 漸く社会保障の骨組み が 一応 を欠せることには 整 い 今後、これからの  
 政策 の 進捗 の 段階 に なるかと考 え ている次第 と 思 い ます。

（左基盤として）  
 （血を通わせて）

（中）  
 厚生省

（右）

裏面白紙

厚生省

ひかります。

以上厚生省の沿革とその近況の概略を申し上げた次第で

わります。最後に厚生省創立二十周年というニク機会に際し、

今日の厚生行政を築きつゝ先輩各位の御努力及び関係者

の方々の御支援に対して深く感謝の念を捧げるとともに、

私共、ここに固く決意を新たにしてわが国の福祉の増進に

寄与しつゝ所存であることを申し上げて、この報告を終

わが有創設以来  
の美風と来ま  
おます、人の和  
をますます固く  
いたし、橋本現  
大臣御下見、  
奉者二作の  
實も挙げ、

まし

以弟でござんす。



厚生省

11  
30  
14504  
81  
3600  
18  
200

以下参考

厚生省二十年の歩み

昭三三・一〇・六  
厚生大臣放送原稿

一 厚生省の創設当時の経緯及び当時の機構

厚生省が創設されたのは、昭和十三年一月十一日であり、その基本となる保健社会省の設置方針が定められました。その前年の七月で、第一次近衛内閣の成立後一箇月程のことです。当時、国民の体力は一般に低下の傾向が著しく、これは、わが国の産業経済及び国防にとつてまことに憂うべきことであるから、国民体力の向上及び国民福祉の増進をはかるため、これに関する行政を総合一元化し、これを拡充刷新することが喫緊の要務であるとされ、内務省衛生局、内務省の外局たる社会局、逓信省簡易保険局及び文部省体育課を統合して、厚生省が誕生したのであります。当時の厚生行政が産業経済及び国防の見地に立つて国民体力の向上を図つたということは、今日においてはまことに感なきを得ないところであります。

(発足当時の機構としては、大臣官房のほか、体力局、衛生局、予

防局、社会局及び労働局の五局並びに臨時軍事援護部をもち、外局として総務局、社会保険局及び簡易保険局の三局からなる保険院がありまして、体力向上、福祉増進に関する国の行政を総合するといふ見地から頗る充実した内容を持つていたのであります。

「厚生」という名称ですが、これは今日では国民に親しいものとなりましたが、この出典は支那の書経にあります。先に申しましたとおり、当初は保健社会省という名称が考えられていたのであります。保健社会省と「社会」の語は当時の国内情勢から不適当であること、他省と同様二字の名称が好ましいこと、ローマ字で表現する場合「保健」と「保険」が混同されるおそれがあること等の異論が出、結局枢密顧問官南弘氏の意見で厚生省ということになつたのであります。一徳を正し、無駄を省き、民の生を厚くすることを同時に、結局長官南弘氏の意見で厚生省ということになつたのであります。一徳を正し、無駄を省き、民の生を厚くすることを同時に、結局長官南弘氏の意見で厚生省ということになつたのであります。一徳を正し、無駄を省き、民の生を厚くすることを同時に、結局長官南弘氏の意見で厚生省ということになつたのであります。



〔参考〕 正徳利用厚生（書経及び左伝）  
衣帛食肉不飢不寒之類所以厚民之生也（書集伝）

## 二 戦時下の厚生行政

設立の経緯からも明らかのように、厚生省の最初の十年の行政は、戦争の長期化とともにその遂行に奉仕することであつたのであり、これを大別すれば、国民体力法の施行、結核撲滅対策の推進等を中核とする健民健兵対策と、軍人遺家族の援護や傷病兵の保護等の銃後の安定施策と、勤労訓練や国民徴用等の産業人員の適正配置の実現にあつたといえましよう。その間、戦争の激化とともに、戦時態勢に即応するため軍事保護院がおかれる等厚生省の機構に変遷があり、終外局として軍事保護院がおかれ、また、職業局が増設されたりした一方昭和十七年及び十八年の行政簡素化に伴つては保険院が解体されて簡易保険及び郵便年金は再び通信省に移され、局の統合が行われる等のことがあつて、終戦を迎えるに至つたのであります。

## 三 終戦時の厚生行政

終戦を迎えてのわが国の混乱は、皆様の御記憶にも新しいところと思ひますが、この期における厚生行政にとつて第一の問題は、邦人引揚の問題でありました。昭和二十年十月十二日通告された引揚に關する中央責任官庁を決定せよという占領軍の指令に基いて厚生省がその責任官庁とされ、社会局に引揚援護課が新設されたのであります。これが後に引揚援護庁となつて歴大な引揚事務と遺家族援護の事務を担当したのであります。

この期における厚生省の第二の課題は、生活困窮者に対する生活援護の問題でありました。戦争遂行による国力の疲弊と戦災、離職、引揚等によつて公的扶助を必要とする者の数は急激に増加したので、宿泊、給食、医療、衣服、寝具その他の生活必需品の給与、食料品の補給等の生活援護を行つたのであります。

## 四 福祉国家における厚生行政

以上のように終戦の混乱時に際し厚生行政は、いち早くその使命

達成に努めたのでありますが、何と申しましてもこの行政がその本来の意味において進展することとなつたのは、新憲法の下わが国が福祉国家として出発することとなつてからでありましょう。昭和二十二年労働省の新設に伴い、それまで厚生省が所管していましたが、戦後十年間におきま労働関係の行政は、労働省に移管されましたが、戦後十年間におきまして厚生行政は、憲法第二十五条の精神を実現すべく、公衆衛生の向上に、社会福祉の増進に、社会保険の普及に、急速に著しく伸展したのであります。たとえば、衛生行政の面におきましては、全国に保健所網ができあがりまして、結核の健康診断を始め、伝染病その他疾病の予防、あるいは家族計画や栄養の指導にも手をのばすようになりました。さらに、私どもの生活環境を善くするため、下水道―田舎では簡易水道―を整備して生活が非常に便利に且つ衛生的になりました。また、蚊やハエの駆除、近頃では汚物、ふん尿の衛生的処理。―また病院・診療所なども従来手近に得られなかつた地方にも、国民健康保険の直管診療所の形で、或は、国立や県立

病院からお医者さんを派遣する、所謂へき地診療所の形でどんどん設置されるようになるとともに、また薬の面でも、ペニシリン・ストレプトマイシンその他の新薬の発見を始め、各種医薬品の量産化と質の向上に飛躍的發展をみるに至り、これが国民の生命をどれだけ助けているかは今更申すまでもありません。さらにまた、医療費の問題としては、各種の社会保険が普及して参り、平素から若干の保険料をかけておくことにより、病気の場合に容易に医師の手当を受けることができるようになり、これにより、国民のいあわせが非常に増大しました。かくして、国民の余命は、二十年前は、平均、男四十七才、女五十才が、今日では男六十三才、女六十八才に迄長生きできるようになり、亡国病といわれた結核も死因順位が第六位に転落するという朗報も得られたのであります。

また、民生関係におきましても、生活に困つた人に対しては、生活保護法により、国民の権利として最低生活が保障されとともに、児童、身体障害者、母子家庭の福祉をはかるための各種の法律の制

定をみ、お年寄のための養老院、働く人々の子供を預る保育所等は今日至る処に見られるようになり、低所得階層に対する施策は大いに推進されるに至りました。

##### 五 当面の諸問題

このように国民の福祉を担つて十年間、その間、色々の困難はありましたが、関係の方々の御援助御協力によつて、厚生行政は、一歩一歩、その拡がりや厚みとを加えて今日に至つているのであります。

今日、厚生行政に対して最も要望されているところの医療に関する国民皆保険は、既に昭和三十五年度を目途として着々計画を進めており、又国民待望の国民年金制度も明年度より実現を見るに至り、ここで漸く社会保障の骨組みが一応整備されるに至りました。今後はこれ等の施策に肉をつけ、血を通わせるといふ大きな仕事が残つている訳であります。

申す迄もなく厚生省の仕事は国民の日常生活に直結しております

だけに問題は広く、後から後からと新しい仕事が出来、福祉国家の実現を目ざして民族の進展と歩調を合せて進んで参る訳であります。厚生省創立満二十周年という、いわば成人の年を迎えたこの機会に、私どもといたしましても更に決意を新たにし、国民の福祉の増進に努めて参る所存であります。どうか国民各位におかれましても、なお一層この行政に深い理解と協力とを示されますようお願いする次第であります。

備考(一)印は、機構の細目にわたるため、放送からは除外されたが、念のため、記載したものである。

厚生省沿革報告

厚生事務次官 宮崎 太一  
(昭二八・一・一〇)

ここに厚生省創立十五周年の成典を挙げるに当り、厚生省の沿革を顧み併せてその近況を御報告致したいと思ひます。

厚生省が創設されましたのは、昭和十三年の一月十一日であり、すがその基本となる保健社会省の設置方針が定められたのはその前年たる昭和十二年の七月でありまして、第一次近衛内閣はその発足後清新の気未だ新たなる裡に「国民体力の向上及び国民福祉の増進をはかるため、これに関する行政を総合統一し、これを拡充刷新することとは喫緊の要務なり」と認め、保健社会省新設の方針を決定したのであります。然るに程なく支那事変が勃発いたしましたので、その実施は一時見送られていたのでありますがやがて事変の早期解決が困難となり、事態が相当永続性を示すにいたりましたため、先に決定された方針が実施に移され、ここに内務省衛生局、外局たる社会局、通信省簡易保険局及び文部省保育課が統合され、厚生省が

生れ出するに至つたのであります。

発足当時の機構は、本省としては大臣官房の外体力局、衛生局、予防局、社会局及び労働局の五局を持ち、外局としては総務、社会保険及び簡易保険の三局から成る保険院があり、厚生省は発足当時人々に関する国の行政を総合するという見地から頗る充実した内容を持つておつたのであります。私は当時事務官としてこの設立準備にあつたものであります。このように厚生省を強く生み出すことに貢献された先輩各位の御努力は実に並々ならぬものがあつたのであります。今日その御尽力と御見識に対し衷心より敬意と感謝を献げたいと思ひます。

その後事変の進展にともない新たな事務処理の必要上機構の拡充整備が行われ、昭和十三年七月には計画、業務の二局から成る薬事保護院が外局として更に一つ追加されるに至り、ここに厚生省は五内局二外局を擁する堂々たる機構を有することとなつたのであります。更に昭和十六年一月には新に内局として職業局が増置されたの

であります。

かくて厚生省は戦時下、産業人員の適応配置に力をいたすと共に、傷病兵等の保護をはじめ、国民の保健及び福祉に努力を続けたのであります。戦局が逼迫するにつれ、国民の福祉の面においては力の足らざる点が痛感されていたのであります。

その後昭和十七年の行政簡素化の実施に伴い、保険院が解体され、簡易保険及び郵便年金の事務は再び通信省に帰され内局として保険局が設けられ衛生、予防の二局及び職業、労働の二局がそれぞれ統合されて衛生局及び勤労局となり更に翌昭和十八年の行政簡素化により人口、生活の二局が統合されて健民局となり、次いで勤労局に動員、指導の二部が置かれる等のことがあり、終戦を迎えるに至つたのであります。

終戦後、新憲法の下に基本的人権の確立が叫ばれ、民生の安定が国の施策の基本方針とされるに至り厚生行政は再びその本来の姿に沿つた発展をなし得ることとなつたのであります。機構の点におきまして、現在の公衆衛生、医務、薬務、社会、児童、保険の六局及び引揚援護庁の一外局に落ち着くまでには、種々の変遷があつたのであります。最も意義深きことは長い間の念願であつた労働省の新設が昭和二十二年の九月に実現致したことであります。又昭和二十一年三月に外局として引揚援護院が設けられ、次いで翌二十二年旧陸海軍の残務処理にあたる第一復員局及び第二復員局が内閣から厚生省に移管され、これが翌二十三年五月に統合されて今日の引揚援護庁となつておりますことも亦忘れることのできないことでもあります。

戦後の厚生行政につきましては占領下においても幸に占領軍当局の支援により衛生施策は劃期的に進展し、福祉方面にも遂次施策の実現が図られていたのであります。例えば昭和二十六年における国民の死亡率は戦前に比べ約四割弱の減少を示すに至りました。又先輩が多年に亘り悲願とされてきた結核の撲滅は漸くその努力が実を結び昨年においては結核死亡を約七万に減少させ結核による死亡

を国民死亡の第三位に転落させるといふ結果を齎すことができるところまで漕ぎつけて参りました。

又社会保険の施策も次第に充実して来ております。独立を契機としてこれらの施策を更に充実して参りたいと思ひます。先輩及び関係者各位のかわらざる御支援を心からお願ひいたしたいと思ひます。最後に先輩各位に報告致したいことがあります。

それは人の和であります。事務系統と技術系統との間隙のない協力結合こそは省の創設に当り、先輩各位の特に意を用いられた所と承つておりますが、その美風は五万人の人員を擁し、旧陸海軍の人々を迎えております。今日におきましてもいささかも歪められておりません。省内に何等の派閥なく又いささかのわだかまりもありません。山県現大臣を載き挙省一体の美を挙げております。私はこのことをあふれでる喜びといささかの誇りを以て先輩各位に御報告致したいと思ひます。

以上をもつて沿革報告と致します。